

名古屋市告示第423号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和7年8月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
社会福祉法人華陽会	名古屋市港区新茶屋一丁目1701番地	令和7年1月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課